

平成２３年度
第１回 障がい者雇用説明会

天草地域自立支援協議会
就労部会

平成23年度 第1回 障がい者雇用説明会

日 時：平成23年7月7日（木）

13：30～

会 場：天草市民センター

2F大会議室

次 第

次 第		時 間
1	開会挨拶	13：30～13：35
2	説明会の趣旨について	13：35～13：40
3	障がいの特性について（相談支援事業所）	13：40～14：00
4	講演「戦力としての障がい者雇用」（ババ商店）	14：00～14：40
5	現場実習のご協力について（天草養護学校）	14：40～14：50
6	障がい者雇用に関する支援制度について （ハローワーク、就業・生活支援センター）	14：50～15：20
7	質疑応答	15：20～15：30
8	閉会	15：30

障がいの特性について

身体・知的・精神・発達

相談支援事業所

星光園相談支援事業所「ほほえみ」

本渡通勤寮 相談支援センター

地域生活支援センター グリーン

地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園

身体障がいについて

身体障害とは、一般的には先天のあるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障害を生じている状態です。

病気や事故により手・足がない、機能しないなどの肢体不自由、脳内の障害により正常に手足が動かない脳性麻痺などの種類があります。視覚障害、聴覚障害、心臓病、呼吸器機能障害なども広義の身体障害（内部障害）です。

先天的に身体障害を持つ場合、まれに知的障害を併せ持つことがあり、これを重複障害（ちようふくしょうがい）といいます。また複数の部位に身体障害を持つことを指すこともあります。

部位による分類

身体障害者福祉法の対象となる障害は、1) 視覚障害、2) 聴覚障害・平衡機能障害、3) 音声・言語障害（咀嚼障害を含む）、4) 肢体不自由、5) 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・大腸・小腸・免疫等の内部障害の 5 種類に大別されます。例えば脳梗塞で倒れた人の場合、脳梗塞の後遺症によって生じた肢体不自由は同法で支援の対象となりますが、併せて記憶障害などが発生しても、それ自体は身体障害として認定されません。認知症など、精神障害を合併した場合は精神保健福祉法による援助の対象となります。

これら 5 種の障害の中で最も多いのは肢体不自由で、身体障害者手帳を交付されている人のうち、約半数を占めます。視覚障害・聴覚障害・言語障害は、該当者こそ増えているものの、全体の割合からいくと年々減少の一途をたどっています。その一方で、内部障害は該当者・割合ともに増加しています。身体障害者が増加しているにもかかわらず、内部障害者の割合が増加しているのは、一つには内部障害として認定される器官が増えたこと、もう一つには内部障害の原因となる疾病（糖尿病や心臓病等）にかかる人が増えたことが理由だと考えられます。

身体障害者は年々増加しています。身体障害者には高齢者が多く、65 歳以上の割合が 60% 以上を占めています。日本の人口における高齢者の割合が増加していることから、今後も身体障害者の人数は増えていくものと思われます。また障害者を隠そうとする風潮が弱くなり、障害の認定を受けるようになったことも一因だと考えられます。

「身体障害者福祉法」では、身体障害者とは身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者をいい、身障手帳を持つことによって更生医療や補装具の交付などの福祉サービスが受けられるようになります。

手帳は重度の方から順に1級～7級に区分されていますが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱又は直腸、小腸、免疫）に分けられます。

最高度は1級。障害を複数もつ場合は、各部位に対して個別に等級がつき、その合計で手帳等級が決定されます。

1,2級は、重度（特別障害者）、3級以下は、中度・軽度（一般障害者）に区別されます。

また、肢体不自由には等級上「7級」が存在しますが、7級単独の障害では身体障害者手帳は交付されません。7級の障害が重複して6级以上となる場合は手帳が交付されます。

1 病気と障害は同じではありません。

身体障害者手帳の対象になる障害は、身体障害者福祉法に定められており、重い病気になっても身体の状態が、法で定められた障害に当てはまらない場合は、手帳の対象になりません。また、障害に当てはまる場合でも、その状態が一時的なものではなく、今後も続くと思込まれるものでなければなりません。

2 診断書を書ける医師は決まっています。

身体障害者手帳用の診断書を書けるのは、身体障害者福祉法第15条に基づいて指定されている医師だけです。ご自分の主治医が指定を受けているかどうか、診断書を依頼する前に予め御確認ください。

3 診断書に書かれた等級がそのまま手帳の等級になるわけではありません。

診断書には診断した医師の参考意見として等級が書かれますが、手帳の等級は診断書の内容を認定基準に照らし合わせて決定しますので、診断書の等級どおりになるとは限りません。

知的障がいについて

【知的障がいの定義】

「知的障がい」とは、一般的知能機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳代までに現れるものを指します。

【診断】

知的障がいの診断は、知的能力と適応行動の両面から行われます。知的能力は主に知能テストを中心とした諸検査によって測定されます。適応行動とは、「他人との意思の交換」「日常生活や社会生活」「安全」「仕事」「余暇利用」等に関する機能として考えられ、環境に適応し社会生活を営むために必要な行動のことです。

【行動特徴】

知的機能の低下に伴うさまざまな行動特徴が見られますが、それらは、知的障害に直接関連するもの（一次的特性）と、周囲の人の不適切な養育や扱いにより培われるもの（二次的特性）とに分けられます。

（一次的特性）

①理解力・表現力の乏しさ

視力や聴力に問題がないのに、見たこと聞いたことを整理して理解・表現することが困難で、模写や反復させると不正確になる場合があります。

②応用力に劣る

ある課題に直面した場合、それまでの経験を踏まえて臨機応変に対処することが苦手で、異なる状況でもそれまでのやり方を押し通して解決しようとする傾向があります。

③記憶の不安定性

自閉傾向のある人の中で機械的な記憶に優れている人もいますが、一般的には一度に複数の指示を与えると混乱してしまいます。

④見通しの欠如

先のことを予測し、計画を立てて行動したり欲求をコントロールすることが苦手です。

⑤コミュニケーション

大部分の人は、日常会話にはそれほど支障がありません。ただ、難しい言葉を使われたり早口で話されると緊張してしまい、聞き返すと怒られるのではないかという恐れ等から、聞き返すことも出来なくなってしまうです。

(二次的特性)

①自己認知が不適切

漠然と周囲の人と違うという圧迫感を抱いているものの、自分の障害や苦手部分を十分認識できていません。

②情緒不安定になりやすい

能力以上のことを求められたり、責められたりすると、自信を失って寡黙あるいは無気力になったり、あるいはこんらん状態に陥ってしまうことがあります。

③人権が侵害されやすい

不当な仕打ちに遭った時、自分がどのような状況に置かれているのか、どのように自己主張し正當に自分を守るかについて理解することが困難です。そのため、いじめ・差別・搾取等の被害を被ることが多いのが現状です。

【最後に・・・】

知的障がいがあるからといって、特別な接し方をしなければいけないということではありません。障害がある人もない人も人それぞれです。一人の仲間として普通に声を掛けて下さい。

ただ、少し手助けをしていただけたらありがたいです。

精神疾患について

◆統合失調症

10代の後半から30代の半ばにかけて発症することが多く、一般的には約100人に1人がかかると言われており、決してまれな病気ではありません。

症状は個人差が大きく、またきわめて多彩ではありますが、主な症状として、例えば実際には存在しない声や音が聞こえる幻聴や、あり得ないことを信じ込んでしまう妄想、頭の中が混乱して考えがまとまらなくなる思考障害、興奮症状等があり、これらはまとめて陽性症状と呼ばれます。

また意欲の低下や自閉傾向（閉じこもりがちなこと）など、エネルギーが無くなったような状態になることも多く、これらは陰性症状と呼ばれます。

原因ははっきりしていませんが、その人の生まれ持った素質、生まれてからの能力・ストレスに対する対応力、ストレスを引き起こすような環境要件などが絡み合って発症します。

脳内には神経伝達物質と呼ばれる物質が存在し、その量の異常も関係していると考えられています

《治療法》

薬物療法、精神療法、リハビリテーションがあり、それぞれ時期や症状の具合によっておこなわれます。

薬物療法は幻聴や妄想などの症状をおさえるはたらきがある一方、舌がもつれる・眠けをもよおすなどの副作用があります。また薬を飲みつづけることのわずらわしさもあり、服薬を続けるのは楽なことではありません。

精神療法とは考え方や気持ちを整理することで精神的な苦痛を改善する総称のことです。

リハビリテーションとは、対人関係能力や生活技能能力などに働きかけ、社会生活への適応を目指すものです。

◆うつ病（躁うつ病）

近年特に患者数が増加している疾患でストレス等が主な原因で発病する疾患です。症状としては何となく気分が沈み、悲哀感が強い（抑うつ気分）、動くことも話ことも「おっくう」になり、人と会うこともわずらわしい、電話や来客等の応対なども苦痛になるなど、日常的にやってきたことが重荷になり、それが日常生活に支障をきたすような状態になることを「うつ状態」と言います。

その逆で気分が高揚し意欲が以上に高まる、支離滅裂な発言をするなどでコミュニケーションが取れない等の状態を「躁状態（躁病※）」と言います。「躁うつ病」は、「そう」と「うつ」を交互に繰り返す人の状態のです。

うつ病は誰でも、どんな年齢でも起きる可能性のある病気です。

《治療法》

治療の原則はしっかりと休養をとり、規則正しい服薬を行うということです。きちんと通院し主治医に薬を調整してもらいながら、十分な睡眠と休養をとることが大切です

その他の疾患

◆神経症

パニック障害・強迫神経症・外傷後ストレス障害（PTSD）など

◆アルコール依存症・薬物依存症・

◆てんかん

◆認知症

◆摂食障害

◆広汎性発達障害

※精神障がい者の方への正しい知識

厚生労働省の平成20年の統計によると精神疾患を持たれている方は人口の約2.5%といわれており、決して特別な人だけになる病気ではありませんし、精神疾患は専門の医療機関を受診し治療を行うことによって症状を軽減または完治することが可能な病気です。

また精神障がい者の方の多くは治療（薬物療法、精神療法等）をしっかりとされ地域で暮らされている方がほとんどで、病気を持っていない方々と何ら変わらない生活を送られています。精神疾患を持っている人と一括りにし、違った目で見るとはせず、一人の人間として接することが重要です。

発達障がい（知的障がい）について

精神発達遅滞

《 症 状 》

知能指数検査の結果によって軽度から最重度まで程度が分類されます。知能指数（IQ）は標準が100ですが、IQ70-51を軽度、50-36を中等度、35-20を重度、20未満は最重度精神発達遅滞とされています。

程度によって異なりますが、言葉の遅れや身の回りの習慣を身につけることができない、学業についていけないなどの障害がでてきます。

《原因》

さまざまな原因によって引き起こされます。染色体異常や、妊娠出産時の事故などといった脳の発達に支障を及ぼす要因が原因になり得ます。

《治療》

知能そのものを向上させることは難しいので、子供の症状に応じた指導によって、社会性を身につけ、生活を向上させることが可能です。

自閉症スペクトラム

《 症 状 》

自閉症の特徴として、コミュニケーションの障害・周囲の人間や両親との社会性の障害・想像力の障害の3つが挙げられます。コミュニケーションの障害とは、言葉によるコミュニケーションおよび表情や身振りなどの非言語によるコミュニケーションがとりにくい・コミュニケーションが一方的で話がかみ合わない・3人以上の集団での会話が苦手である、などです。社会性の障害とは、会話やその場の雰囲気を理解できない・暗黙の了解が理解できない・冗談を真に受けてしまう、言外の意味をとらえられないなどです。想像力の障害とは、先の見通しの立たない事に過剰に不安・ストレスを感じる・未知の事をあれこれ想像して楽しんだりすることができない、などです。自閉症の特徴となるこれらの症例は一般的な精神的症例にも非常に多く、健常者から重度自閉症患者までの間には、明確な境界も特になく、その多様性・連続性を表した概念図を自閉症スペクトラムと呼びます。また、IQが70以上あり知的障害が無い場合を高機能自閉症・アスペルガー症候群と呼ばれます。

《原因》

現在では先天性の脳機能障害によるとされており、多くの遺伝的因子が関与すると考えられています。

《治療》

現代医学では根本的な原因を治療する事は不可能とされています。「ソーシャルスキルトレーニング」などの各種プログラムなどによって、健常者に近い社会生活が送れるようになる場合もあるが、これらのプログラムは本人の社会生活における困難を軽減するものであって、根本的な原因が治癒したわけではありません。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

《症状》

他動、不注意、衝動性の3つを特徴とし、診断の基準でもあります。落ち着いていることができず、授業中席を立ったりおしゃべりをします。集中力や注意力が低く、忘れ物が多かったり、勉強に熱中できなかったりします。また、規則を破ったり、友達を突き飛ばすなどといった衝動的な行為が見られます。

《原因》

脳の機能障害が原因ですが、はっきりとはわかっていません。

《治療》

中枢神経を刺激する薬剤を服用しますが、副作用が出る場合があります。この病気の症状は、単なるしつけの悪い子供と思われがちなため、子供が叱責されている場合が多く、ストレスを感じている可能性が高いので、周囲の人たちに病気についての理解を求めることが大切です。

学習障害

《症状》

知能には問題がないにもかかわらず、話す、読む、計算するなど、ある特定のことだけを学習できません。言語能力に問題はないのに本の音読ができないといった症状のため、学習に困難をともないます。

《原因》

中枢神経系の障害が原因ではないかと考えられています。知的障害や情緒障害ではなく、環境が原因でもありません。

《治療》

周囲の人たちが、この病気を理解することが大切です。知能が低いわけではないので、特別な工夫によって学習は可能です。

講 演

「戦力としての障がい者雇用」

ババ商店

【講演】「戦力としての障がい者雇用」

【講師】ババ商店株式会社 馬場昭治

☆プロフィール



【馬場 昭治】

ババ商店株式会社 代表取締役

信頼をつなぐ、広がる

鉄のことを知り尽くした当社が目指すものは鉄のコーディネーター。

お客様にとって何がベストか？

お客様の夢をかたちにするために、いつもお客様と共に考え、作り上げてきました。

頼んでよかったと笑顔をいただけるよう私たちはこれからも努力してまいります

1950 年 馬場古鉄として創業

1970 年 合資会社馬場商店を設立
資本金 2,100 万円

1982 年 馬場商店長崎支店を口之津町に開設

1987 年 本社を志柿町より佐伊津町(現在の場所)に移す

1990 年 馬場商店大津工場を鉄工部門として大津町に開設
鋼製養殖筏・テント構造物鉄骨製作

1998 年 馬場商店長崎支店を口之津町から愛野町へ移す

2001 年 大津新工場を建設

長崎支店新工場を建設
2008 年 ババ商店株式会社に社名を変更
資本金を 4300 万円に増資

平成23年度第1回 障がい者雇用説明会

戦力としての障がい者雇用

ババ商店株式会社

代表取締役 馬場昭治

- 1、 わが社の障害者雇用状況について
- 2、 はじめての時、最も不安に思うこと
- 3、 不安は一時、社員を信じていれば大丈夫。
- 4、 焦りは禁物!! じっくり熟成させる。
- 5、 目標を持つ。そして、少しずつ目標に近づける。
- 6、 特別扱いしない。健常者と同じように接する。
- 7、 人間だれしも必要とされるかどうかでやる気が変わってくる。
- 8、 障害者雇用をご検討される時にやるべきことは。
- 9、 「とりあえず雇ってやる」ではなく「一戦力になってもらう」
最後は必ずなくてはならない人材になります。

○ ~~×E~~ _____